

トピックス

- 金誠同達、ALB M&A ランキングで 13 年連続のランクインを果たす

法令速報

- 「出入国管理に関する国务院の規定」が施行
- 商務部、ドローン関連デュアル・ユース品目の対米輸出規制強化を発表
- 中国人民銀行・国家外貨管理局、「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に係る事項に関する通知」を公布

弁護士コラム

- 「生態環境法典」において「両罰制」の実務解説

金誠同達、ALB M&A ランキングで 13 年連続のランクインを果たす

9 月 21 日、著名なリーガルメディア『Asian Legal Business (ALB)』は「2026 ALB China M&A Rankings」を発表し、中国のリーガルマーケットにおける M&A 分野をリードする法律事務所を選出しました。金誠同達は、過去 1 年間に手掛けた一連の複雑な国内およびクロスボーダー M&A 案件と、クライアントからの高い評価により、今回も ALB の M&A ランキングに名を連ねました。これは、金誠同達が同ランキングで 13 年連続のランクインを果たしたことを意味します。

ALB のレポートでは、過去 1 年間にわたり、資本市場におけるバリュエーションの回復や政策面の優遇措置に伴い、中国の M&A 市場が著しく回復し、取引規模および件数の双方が同時に持ち直したと指摘されています。ランキング入りした法律事務所はいずれも、市場の回復局面において市場ニーズを的確に捉え、模索しながら業務の持続的な成長を牽引し、その専門的実力と強靱性を示しました。

金誠同達は、M&A・再編分野において業界をリードする法律事務所として、数多くの国内/クロスボーダー M&A 取引を手掛けてきました。本事務所の弁護士チームは M&A・再編分野において豊富な実務経験を有し、海外投融資、資本市場、税務、知的財産権など多岐にわたる分野の専門家を擁しています。さらに、金融サービス、製造業、エネルギー、自動車、医療・ヘルスケア、食品・飲料、不動産、通信、メディア、ハイテクなど、多様な業界に関する専門知識を備えています。法的動向および規制環境への深い理解に基づき、金誠同達はクライアントに対して質の高い、効率的かつ専門的なリーガルサービスを提供してまいります。

「出入国管理に関する国務院の規定」が施行

2026 年 7 月 22 日、国務院は「出入国管理に関する国務院の規定」(国務院令第 841 号。以下「本規定」という。)を公布し、2026 年 9 月 15 日から施行する。本規定は 2026 年 6 月 29 日の国務院第 90 回常務会議で可決され、「中華人民共和国出入国管理法」等の法律に基づき制定されたものであり、出入国管理を規範化し、出入国者の適法な權益を保障することを目的とする。以下の内容は、中国籍以外の外国人及び外国人労働者を雇用する外資企業に重要な影響を与える可能性がある。

1. 外国人が海外で中国ビザを申請し、又は通関地で入国を申請する際に、虚偽の資料を提供し、若しくは虚偽の陳述を行った場合、移民管理機関及び査証機関は、1 年以上 5 年以内の中国入国不許可を決定することができる。外国人が国境管理を妨害したことにより刑事処罰を受け、又は出入国文書の詐取、不法出入国により行政処罰を受けた場合、移民管理機関は、違法の状況、違法行為及び犯罪の予防の必要性に基づき、処罰執行終了の日から 1 年以上 5 年以内の中国入国不許可を決定することができる。

2. 外国人が報復リスト、信頼できないエンティティ・リスト、悪意のあるエンティティ・リストに掲載され、又は報復措置・制限措置を講じられたことにより、法に基づき出入国文書の発給拒否又は入国不許可等の関連措置を講じる必要がある場合、移民管理機関及び査証機関がその職責に従って実施する。

3. 組織又は個人が出入国者のために招聘状その他の申請資料を発行する場合、招聘内容及び証明事項の真実性について責任を負い、移民管理機関及び査証機関による情報の調査に協力しなければならない。個人が他人のために出入国、滞在・在留を申請する際に、虚偽の招聘状その他の申請資料を発行した場合、移民管理機関は 5,000 元以上 1 万元以下の過料に処し、違法所得がある場合は違法所得を没収する。組織が前述の行為を行った場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処し、違法所得がある場合は違法所得を没収し、また、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対し 5,000 元以上 1 万元以下の過料に処する。

4. 国は、出入国者から委託を受けて出入国政策相談、書類申請代行、手続代行等の仲介サービスに従事する機関及び人員に対し、届出管理制度を実施する。出入国仲介サービスに従事する機関は、設立の日から 15 日以内に所在地の移民管理機関に届け出なければならない。本規定の施行前に既に入出国仲介サービスに従事していた場合、本規定の施行日から 90 日以内に届出手続を行わなければならない。

5. 中国国外の企業・機関は、中国国内において出入国仲介サービスを提供してはならない。

以上の規定により、外資企業においては、自ら発行した外国人中国渡航用の招聘状の真実性に関する責任を負うこととなり、また、外国人の中国渡航に係る手続を行う際には、申請資料を厳格に確認し、虚偽の資料により過料を科されることを回避すべきである。仲介機関に入出国手続を委託する場合、当該機関の届出が既に完了しているかを確認するとともに、海外の企業・機関が中国国内で出入国仲介サービスを提供してはならないという規制にも留意すべきである。

(出典: https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12906/202608/content_7077791.html)

商務部、ドローン関連デュアル・ユース品目の対米輸出規制強化を発表

2026 年 8 月 5 日、商務部は 2026 年第 34 号公告を公布し、ドローン関連デュアル・ユース品目の対米輸出規制の強化を発表した。同公告によると、「中華人民共和国デュアル・ユース品目輸出管制リスト」に掲載されたドローン及びその重要部品、関連技術の対米輸出について、案件ごとに厳格に審査され、許可手続の簡素化措置は適用されない。

ドローン及びその部品、関連技術の貿易に関与する在中国の外資系企業にとって、自社製品が「デュアル・ユース品目輸出管制リスト」に該当するかを速やかに点検し、対米輸出業務が影響を受けるかを評価す

べきである。同時に、商務部から今後実施細則の策定の有無に注目し、必要に応じてサプライチェーン及び商流を見直し、輸出規制に違反するリスクを防止することが推奨される。

(出典: https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_74835ca289b5463f9c36cb983b689dba.html)

中国人民銀行・国家外貨管理局

「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に係る事項に関する通知」を公布

2026 年 8 月 13 日、中国人民銀行及び国家外貨管理局は共同で「多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に係る事項に関する通知」(銀発〔2026〕163 号)を公布し、2026 年 9 月 14 日から施行とした。本通知は、多国籍企業グループの資金集中管理・使用を一層円滑化し、中国全国範囲で多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を普及させることを目的とする。以下の内容は外資企業が注目すべき点である。

1. 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運用業務を実施するためには、独立法人資格を有する中国国内にあるグループ企業 1 社を主管企業として指定し、かつ、国内外の関連企業のうちクロスボーダー資金集中運用業務に関与する「メンバー企業」を申告する必要がある。

2. プーリング業務を実施する条件について、中国国内全メンバー企業の前年度人民元建て・外貨建て国際収支規模の合計が等価 7 億元以上であるか、又は中国国内の全メンバー企業の前年度売上高の合計が 10 億元以上かつ海外の全メンバー企業の前年度売上高の合計が等価 2 億元以上であること。主管企業が自由貿易試験区内に登録されている場合、前述の金額要件は半減する。同時に、多国籍企業は、直近 2 年間に重大なクロスボーダー収支業務の違法・規則違反行為がないこと、国内外のメンバー企業の合計が 3 社以上であること等の条件も満たさなければならない。

3. 資金集中運用と口座管理について、国内メンバー企業は対外借入枠及び海外貸付枠の集中比率を自ら決定することができ、毎年度最大 1 回調整することができる。

4. 届出管理について、多国籍企業は主管企業所在地の国家外貨管理局支局に届出登記を申請すべきである。主管企業は、届出通知書の発行後 1 年以内に国内資金主口座を開設し、実際にプーリング業務を開始しなければならない。そうでない場合、届出通知書は発行後 1 年を経過した日から失効する。

本通知は、多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を全国に普及させ、人民元・外貨プーリングの規則を統一するものである。中国に地域統括会社又はファイナンスカンパニーを設立する外資企業にとって、本通知はグループ内のクロスボーダー資金の集中と資金余剰と資金不足の調整により便利な制度的ルートを提供する。企業においては、自社がプーリング構築の条件を満たしているか、特にグループ企業数、国際収支規模/売上高規模等の要件を評価し、事前に所在地の外貨管理局支局と届出事務について確認することが推奨される。

(出典: <https://www.safe.gov.cn/safe/2026/0814/27781.html>)

「生態環境法典」において「両罰制」の実務解説

弁護士 劉雪

2026 年 8 月 15 日、「中華人民共和国「生態環境法典」(以下「生態環境法典」又は「法典」という。))が正式に施行された。「生態環境法典」は、民法典に続き中国で 2 番目に「法典」と命名された法律であり、従来の生態環境関連の法制度及び各種ルールを体系的に統合し、整理・再編した上で、総合的に発展・昇華させたものである。そのうち、「両罰制」(すなわち、企業が違法行為を行った場合に、企業と関係責任者の双方の責任を追及する制度)は、今回の法典編纂における重点の一つであり、かつ、企業が特に関心を寄せるテーマとなっている。本稿では、両罰制の変遷、具体的な内容及び責任主体を中心に分析し、企業、特に関係責任者のコンプライアンス対応に資することを目的とする。

一、両罰制の変遷

両罰制は「生態環境法典」により新設された制度ではない。従来の立法においても、既に企業に対する処罰と併せて個人の責任を追及するという多角的な規制の先例がある。例えば、「中華人民共和国環境保護法(2014 年改正)」第 63 条は、違法企業の直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対する勾留の適用場面を明確に定めており、「中華人民共和国水質汚染防止法(2017 年改正)」第 94 条も、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、前年に当該企業から取得した収入の 50%以下の過料を科しうることを定めている。もっとも、従来は個別法ごとに適用場面が不統一であり、個人責任の範囲や過料の水準も揃っていなかったため、実務上、個別法ごとに逐条確認せざるを得ず、両罰制の実際の適用範囲と執行実績はまちまちであった。

「生態環境法典」の施行は、こうした状況を改めるものである。同法典は、法的責任編の通則である第 1064 条において、両罰制について概括的な規定を設け、「企業、事業単位、その他の事業者及び個人が環境を汚染し、生態を破壊し、又は本法に定めるその他の違法行為があった場合、法に基づき法的責任を負う。環境汚染・生態破壊事故を引き起こし、又はその他の法定の事由がある場合、企業、事業単位及びその他の事業者の法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、法に基づき法的責任を負う」と規定している。従来、個別法に散在し、限定的な場面にしか適用されなかった両罰制ルールを、法的責任編における普遍的に適用される基礎的条文へと格上げたものである。さらに、法典の法的責任分則においても、具体的な責任追及規定がいくつか設けられている。

二、両罰制の具体的内容

理解しやすいよう、法典において、個人が所属企業(技術サービス機関を除く)の違法行為により行政処罰を科せられる可能性のある主な事由およびその場合の罰則内容を、以下の表にまとめた。

	企業の違法行為	責任者に対する罰則
総論: 概括的規定		
第 1064 条	企業、事業単位、その他の事業者及び個人が環境を汚染し、生態を破壊し、又は本法に定めるその他の違法行為をした場合、法に基づき法的責任を負う。環境汚染・生態破壊事故を引き起こし、又はその他の法定の事由がある場合、企業、事業単位及びその他の事業者の法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、法に基づき法的責任を負う。	
各論: 「法定代表者／主要責任者」を処罰対象として明記されている罰則		

第 1096 条	建設プロジェクトの生態環境影響評価書・報告表に、基礎資料の明らかな虚偽、内容の重大な欠陥・脱落・虚偽、評価結論の不正確・不合理などの重大な品質問題がある場合。	建設企業の法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 万人民币元以上 20 万人民币元以下の過料。
第 1178 条	許可証を取得せずに危険廃棄物の収集・貯蔵・利用・処分等の事業活動を行った場合。	法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、10 万人民币元以上 100 万人民币元以下の過料。
	許可証の定めるところに従わず、危険廃棄物の収集・貯蔵・利用・処分の事業活動を行った場合。	法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 万人民币元以上 50 万人民币元以下の過料。
各論：法定代表者・主要責任者が明記されていない個人への罰則		
第 1088 条	企業が生態環境モニタリングデータを偽造・変造し、又は委託した生態環境モニタリング機関にデータの偽造・変造を指示した場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 万人民币元以上 20 万人民币元以下の過料。
第 1100 条	生態環境保護施設が主体工事と同時に設計・施工・稼働されず、又は生態環境保護施設が完成せず、若しくは規定の要求を満たさないまま生産・使用が開始された場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 万人民币元以上 20 万人民币元以下の過料。
第 1162 条	土壤污染防治規定に違反する 7 種類の行為。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5000 万人民币元以上 2 万人民币元以下の過料。
第 1165 条	規定に従わず、土壤汚染調査、リスク評価、管理・修復義務を履行しなかった場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5000 万人民币元以上 2 万人民币元以下の過料。
第 1169 条	無断で危険廃棄物、都市下水処理施設から生じる汚泥及び処理後汚泥を投棄・堆積・廃棄・散布・飛散・焼却した場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、2 万人民币元以上 10 万人民币元以下の過料。
第 1229 条	法執行官を引き延ばし、取り囲み、又は足止めする等の方法により監督検査及び突発的生態環境事件の調査処理を拒否・妨害し、又は検査・調査に際し偽計を用いて、若しくは必要資料の提供を拒んだ場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5000 万人民币元以上 5 万人民币元以下の過料。

第 1234 条	生態環境参入リストの定めに従わず生産・建設活動を行った場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 万人民币元以上 10 万人民币元以下の過料。
第 1236 条	環境汚染・生態破壊事故を引き起こした場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、前年に当該企業・事業者から取得した収入の 50% 以下の過料に処することができる。
各論：行政勾留を含む罰則		
第 1095 条	建設企業が法に基づき環境影響評価書類の届出・再届出・再審査を行わず、評価書類の承認がないまま無断で着工し、建設停止又は原状回復を命じられた後もなおこれに従わなかった場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、10 日以上 15 日以下の勾留。情状が軽微な場合は 5 日以上 10 日以下の勾留。
第 1102 条	汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出し、是正を命じられたにもかかわらず排出停止に応じなかった場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、10 日以上 15 日以下の勾留。情状が軽微な場合は 5 日以上 10 日以下の勾留。
第 1108 条	暗管、浸透井・浸透坑、注水、亀裂・洞穴、モニタリングデータの改ざん・偽造、現場検査を免れる目的での一時的生産停止、非緊急時に非常用排出口を開くこと、汚染防止施設の不適正運転など、監督を回避する方法により汚染物質を排出した場合。	通常の場合：直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 日以上 10 日以下の勾留。情状が重大な場合：同、10 日以上 15 日以下の勾留。
第 1160 条	農地に対し重金属又はその他の有毒有害物質が基準を超える汚水・汚泥、並びに土壤汚染を引き起こすおそれのある浚渫底泥・鉱山廃棄物・鉱さい等を排出し、情状が重大な場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 日以上 15 日以下の勾留。
第 1165 条	土壤汚染責任者又は土地使用者が規定に違反してリスク管理・修復を実施せず、情状が重大な場合。	直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、5 日以上 15 日以下の勾留。

第 1179 条	固体廃棄物の無断処分による重大結果、危険廃棄物の飛散・流出等の未防止、無承認での危険廃棄物の移転、特別保護区域内での違法な工業固形廃棄物施設の建設、無許可又は許可条件に違反した危険廃棄物経営活動、危険廃棄物を無許可の企業又は個人に提供・委託するという種類の行為。	法定代表者、主要責任者、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、10 日以上 15 日以下の勾留。情状が軽微な場合は 5 日以上 10 日以下の勾留。
------------------------	--	---

上表のとおり、関係責任者が企業の違法行為によって責任を問われる主なリスク分野は、環境影響評価と建設プロジェクトの参入許可(第 1095 条・第 1096 条)、環境保護施設の「三同時」制度と汚染物質排出許可(第 1100 条・第 1102 条)、モニタリングデータと監督を回避した汚染物質排出(第 1088 条・第 1108 条)、土壤汚染防止(第 1160 条・第 1162 条・第 1165 条)、固体廃棄物・危険廃棄物管理(第 1169 条・第 1179 条)などである。

責任の形式から見ると、法典が関係責任者に問う責任は、財産罰と人身罰の 2 種類に大別される。財産罰としては、情状の軽重に応じ、責任者に対する過料は 5000 人民元から 20 万人民元までの幅があり、さらに汚染事故の場面(第 1236 条)では、責任者が前年に当該企業から取得した収入の 50%以下の過料が科され、これは実質的に個人の収入と連動する。人身罰としては、法典は旧「環境保護法」第 63 条を踏まえつつ、行政勾留の適用場面を大幅に拡大し、環境影響評価手続きなく着工、無許可排出、監督回避型排出、農地汚染、土壤修復責任の放棄、危険廃棄物に係る重大違反の 6 種類を対象に、勾留期間は 5 日以上 10 日以下、10 日以上 15 日以下、5 日以上 15 日以下の 3 段階とされている。

三、責任主体

上表からみると、分則条文の多くは「直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者」を処罰対象としている。他方、環境影響評価書類の重大な品質問題(第 1096 条)及び危険廃棄物経営許可違反(第 1178 条)の 2 点においては、条文上「法定代表者・主要責任者」も併せて処罰対象として明記されている。第 1064 条の概括規定を踏まえると、法典の両罰制の適用ロジックは、原則として「直接の責任を負う主管人員及びその他の直接責任者」を追及し、環境影響評価書類の重大品質問題又は危険廃棄物経営許可違反が生じた場合には、法定代表者・主要責任者も責任を問われる、と理解される。特に留意すべきは、分則条文に法定代表者が明記されていない場合であっても、実務上、法定代表者が「直接の責任を負う主管人員」に該当すると認定され、責任を負う可能性がある点である。

実務上、「関係責任者」の範囲画定が争点となる。弊所の実務経験に基づき、法典が掲げる 4 種類の責任者の範囲を以下のとおり画定するので、参考に資されたい。

- 法定代表者: 登記に基づく。実務上、名ばかりの法定代表者であっても、自ら実質的に経営管理に関与していないことを立証できない場合には、責任を負う可能性がある。
- 主要責任者: 企業の事業活動及び生態環境業務につき全面的な指導責任を負う「第一の責任者」であり、典型的には企業の実質的支配者、董事長、総経理など経営判断権を有する役員をいう。
- 直接の責任を負う主管人員: 具体的な生態環境違法行為につき、決定、組織、指揮、指示、容認などの役割を果たした管理職をいい、典型的には環境保護・生産を分担する役員、プロジェクト責任

者又は権限を授与された責任者である。実務上、最も多く責任追及の対象となるのがこのタイプである。

- その他の直接責任者：違法行為を直接実施し、重要な役割を果たした者をいい、「直接実施」と「重要な役割」が要件とされ、典型的には現場の排出担当者、モニタリングデータの改ざん者、違法な指示を実行する具体的な事務担当者などである。

四、考えられる対応策

現在、「事後是正・受動的対応」のパターンを踏襲し、対応の重心を末端の排出基準適合に置いている企業はまだ少なからずいる。「生態環境法典」における「両罰制」の強化は、本質的には「個人責任」を通じて法律遵守のプレッシャーを直接の責任者に伝達するものである。多くの在中国日系企業において、日本からの駐在員が法定代表者、董事又は高級管理職を務めるのが慣行となっていることに鑑みると、両罰制の下では、これらの職にある者が最も責任主体として認定されやすい。「中華人民共和国行政処罰法(2021 年改正)」第 32 条(違法行為の危害結果を自ら除去・軽減した場合には処罰を軽減・免除することができる)及び第 33 条(軽微な違法であって直ちに是正し、危害結果を生じさせなかった場合には不処罰とする)という裁量規定を踏まえ、在中国の日系企業、特に関係責任者に就く日本人駐在員に対し、以下の 4 点の実務上のアドバイスを提案する。

- 1 内部責任体制を構築し、法定代表者・役員等の任免を慎重に行うこと。環境保護の職責分担に関する文書を作成し、環境保護責任を職務記述書などの書面に明記して関係者に確認・署名させ、責任を各人にまで明確化し、書面に証跡を残す。
- 2 常態的な環境保護コンプライアンス監査を実施すること。経営陣は主導的に環境保護コンプライアンス体制を整備し、定期的に内部監査を実施する。自己点検で違法の兆候を発見した場合には、報告し、直ちに是正する。
- 3 第三者との提携リスクを管理し、「外部委託による免責」への安易な依存を排除すること。企業は環境責任の第一の責任者であり、第三者提携先の資質を厳格に審査するとともに、契約において第三者の責に帰すべき事由により環境処罰を受けた場合の求償条項を明記する。
- 4 台帳管理と突発的な法執行検査への対応体制を整備すること。汚染防止施設の運転記録、危険廃棄物管理台帳、モニタリング報告などの記録・帳票を整備するとともに、突発的な法執行検査への対応要領を策定する。環境当局の立入検査の際には、直ちに法務部門又は外部弁護士に連絡して同席を求め、従業員に対応の指導を行い、意思疎通の不備や安易な事実関係の自認により不要な両罰リスクが生じることを回避する。

以上

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>

TOPICS

■ 金诚同达连续十三年荣登 ALB 并购排名榜单

新法规速递

- 《国务院关于出境入境管理的规定》施行
- 商务部加强无人机相关两用物项对美国出口管制
- 中国人民银行、国家外汇管理局发布《关于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务有关事宜的通知》

律师专栏

■ 生态环境法典“双罚制”实务解读**金诚同达连续十三年荣登 ALB 并购排名榜单**

9月21日，知名法律媒体《亚洲法律杂志》（Asian Legal Business, ALB）公布了2026 ALB China 并购排名（2026 ALB China M&A Rankings），评选出了在并购领域引领中国法律市场发展的律师事务所。金诚同达凭借过去一年完成的系列复杂境内及跨境并购项目以及卓越的客户口碑，再度荣登 ALB 并购榜单，这是金诚同达连续第十三年荣登该项榜单。

ALB 在报告中指出，过去一年，随着资本市场估值修复、政策红利持续释放，中国并购市场显著回暖，交易规模与数量同步回升。上榜律所都在复苏中解读市场需要，摸索发展之道，牵引业务不断增长，展现出专业实力与发展韧性。

金诚同达是并购与重组领域处于业内领先地位的律师事务所，曾代表众多国内和跨境并购交易。金诚同达的律师团队在并购重组领域具有丰富的执业经验，汇集了境外投融资、资本市场、税务、知识产权等多领域专家，配备金融服务、制造业、能源、汽车、医疗健康、食品饮料、房地产、电信、传媒和高科技诸多行业的专业知识，凭借对法律动态和监管环境的深刻理解，金诚同达将持续为客户提供优质、高效、专业化的法律服务。

《国务院关于出境入境管理的规定》施行

2026年7月22日，国务院公布《国务院关于出境入境管理的规定》（国务院令第841号，下称“本规定”），自2026年9月15日起施行。以下内容对外籍人士及聘用外籍员工的外资企业影响较大。

1. 外国人在境外申请办理中国签证或者在口岸申请入境时提供虚假材料、作出虚假陈述的，移民管理机构、签证机关可以决定1年至5年以内不准其入境。外国人因妨害国（边）境管理受到刑事处罚，或者因骗取出境入境证件、非法出境入境受到行政处罚的，移民管理机构可以根据违法情形和预防违法犯罪的需要，决定自处罚执行完毕之日起1年至5年以内不准其入境。
2. 外国人被列入反制清单、不可靠实体清单、恶意实体清单或者被采取反制和限制措施等，需要依法采取不予签发出入境证件或者不准入境等相关措施的，由移民管理机构、签证机关按照职责实施。
3. 单位或者个人为出境入境人员出具邀请函件或者其他申请材料的，应当对邀请内容和证明事项的真实性负责，并配合移民管理机构、签证机关核实有关信息。个人为他人申请出境入境、停留居留出具虚假邀请函件或者其他申请材料的，由移民管理机构处5000元以上1万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得。单位有前述行为的，处1万元以上5万元以下罚款；有违法所得的，没收违法所得；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处5000元以上1万元以下罚款。
4. 国家对接受出境入境人员委托从事出境入境政策咨询、证件代办、手续办理等中介服务的机构和人员实行备案管理制度。从事出境入境中介服务的机构，应当自设立之日起15日内向所在地移民管理机构备案。本规定施行前已经从事出境入境中介服务的，应当在本规定施行之日起90日内办理备案手续。
5. 境外企业、机构不得在中国境内提供出境入境中介服务。

根据上述规定，对外资企业而言，需就自行出具的邀请外籍员工来华函件的真实性承担责任，在办理外籍员工来华工作手续时应严格核实申请材料，避免因虚假材料而面临罚款；如委托中介机构办理出入境手续，应确认该机构是否已完成备案，并注意境外企业、机构不得在中国境内提供出境入境中介服务的规定。

（法规原文：https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12906/202608/content_7077791.html）

商务部加强无人机相关两用物项对美国出口管制

2026年8月5日，商务部发布2026年第34号公告，公布加强无人机相关两用物项对美国出口管制，自公布之日起正式实施。该公告规定，对列入《中华人民共和国两用物项出口管制清单》的无人机及其关键零部件、相关技术对美国出口，逐案从严审核，不适用许可便利措施。

对于涉及无人机及其零部件、相关技术贸易的在华外资企业，应尽快排查自身产品是否落入《两用物项出口管制清单》，评估对美出口业务是否受影响。同时，建议关注商务部后续是否出台配套执行细则，必要时调整供应链和商流，防范出口管制违规风险。

（法规原文：https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_74835ca289b5463f9c36cb983b689dba.html）

中国人民银行、国家外汇管理局发布

《关于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务有关事宜的通知》

2026年8月13日，中国人民银行、国家外汇管理局联合发布《关于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务有关事宜的通知》（银发〔2026〕163号），自2026年9月14日起施行。该通知旨在进一步便利跨国公司集团资金归集使用，在全国范围内推广跨国公司本外币跨境资金集中运营业务。以下内容值得外资企业关注。

1. 跨国企业实施跨境资金集中运营业务，应指定一家具有独立法人资格的境内成员企业作为主办企业，并申报哪些境内外的关联公司作为“成员企业”参与跨境资金集中运营业务。
2. 开展资金池业务的条件方面，境内全部成员企业上年度本外币国际收支规模合计金额不低于等值7亿元人民币，或境内全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于10亿元人民币且境外全部成员企业上年度营业收入合计金额不低于等值2亿元人民币。主办企业注册在自由贸易试验区内的，上述规模门槛减半。同时，跨国公司还须满足近两年无重大跨境收付业务违法违规行为，境内外成员企业合计不得少于三家等条件。
3. 资金集中运营与账户管理方面，境内成员企业可自行决定外债额度和境外放款额度的集中比例，每年度最多调整一次。
4. 备案管理方面，跨国公司应向主办企业所在地国家外汇局分局申请办理备案登记。主办企业应在出具备案通知书后一年内开立国内资金主账户并实际开展资金池业务，否则备案通知书自出具后满一年之日起失效。

该通知将跨国公司本外币跨境资金集中运营业务推广至全国，并统一了本外币资金池规则。对于在华设立地区总部或财务公司的外资企业，该通知为集团内跨境资金归集和余缺调剂提供了更便利的制度通道。建议企业评估自身是否符合建池条件，特别是成员企业数量、国际收支规模或营业收入规模等硬性指标，提前与所在地外汇局分局沟通备案事宜。

（法规原文：<https://www.safe.gov.cn/safe/2026/0814/27781.html>）

生态环境法典“双罚制”实务解读

刘雪 律师

2026年8月15日，《中华人民共和国生态环境法典》（以下简称《生态环境法典》或法典）正式施行。作为中国第二部以“法典”命名的法律，其对现有的生态环境法律制度和规则规范进行系统整合、修订纂修、集成升华。其中，双罚制（即企业违法时，同时追究企业与相关责任人员的责任），是本次法典修订的重点之一，也是近期企业特别关注的话题。本文围绕“双罚制”的演变、具体内容与责任主体展开分析，以期为企业，特别是相关责任人员的合规应对提供针对性参考。

一、双罚制的演变

“双罚制”并非《生态环境法典》的首创制度，过往立法已具备“双罚”的多方位监管先例，如《中华人民共和国环境保护法（2014修订）》第六十三条明确规定了对违法企业直接负责的主管人员和其他直接责任人员可处以拘留的情形；《中华人民共和国水污染防治法（2017修正）》第九十四条亦规定，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处上一年度从本企业取得的收入百分之五十以下的罚款等。与此同时，各单行法适用情形不统一、个人责任范围不一致、罚款尺度标准不一，这导致实践中需逐法比对，双罚制的实际覆盖面与执行效果参差不齐。

《生态环境法典》的施行改变了这一局面。该法典在法律责任通则第1064条对双罚制进行了概括性规定：“企业事业单位、其他生产经营者和个人污染环境、破坏生态或者有本法规定的其他违法情形的，应当依法承担法律责任；造成环境污染、生态破坏事故或者有其他法定情形的，企业事业单位、其他生产

经营者的法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员应当依法承担法律责任”。相较于以前，这一规定将原本散见于各单行法、仅适用于有限特定情形的双罚制规则，正式升格为法律责任编中普遍适用的基础性条款，此外，在法典的法律责任分则中亦确立了若干具体的追责条款。

二、双罚制的具体内容

为便于理解，现将法典中个人因所在企业（技术服务机构除外）违法行为而可能遭受行政处罚的主要情形及相应的处罚内容梳理如下表：

	企业的违法行为	对责任人的处罚
总论：概括性规定		
第 1064 条	企业事业单位、其他生产经营者和个人污染环境、破坏生态或者有本法规定的其他违法情形的，应当依法承担法律责任；造成环境污染、生态破坏事故或者有其他法定情形的，企业事业单位、其他生产经营者的 法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员 应当依法承担法律责任。	
分论：明确将“法定代表人 / 主要负责人”列为处罚对象的罚则		
第 1096 条	建设项目生态环境影响报告书、报告表存在基础资料明显不实，内容存在重大缺陷、遗漏或者虚假，生态环境影响评价结论不正确或者不合理等严重质量问题的	建设单位的法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五万元以上二十万元以下的罚款。
第 1178 条	企业无许可证从事收集、贮存、利用、处置危险废物经营活动的。	对法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十万元以上一百万元以下的罚款。
	企业未按照许可证规定从事收集、贮存、利用、处置危险废物经营活动的。	对法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五万元以上五十万元以下的罚款
分论：未明确记载法定代表人/主要责任人的个人罚则		
第 1088 条	企业对生态环境监测数据弄虚作假，或者指使其委托的生态环境监测机构对监测数据弄虚作假的。	对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以上二十万元以下的罚款
第 1100 条	生态环境保护设施未与主体工程同时设计、同时施工、同时投产使用，或者生态环境保护设施未建成、未达到规定要求即投入生产、使用的。	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以上二十万元以下的罚款
第 1162 条	违反土壤污染防治规定的 7 种行为。	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五千元以上二万元以下的罚款
第 1165 条	未按规定履行土壤污染调查、风险评估、管控修复义务	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五千元以上二万元以下的罚款
第 1169 条	擅自倾倒、堆放、丢弃、抛撒、遗撒、焚烧危险废物、城镇污水处理设施产生的污泥和处理后的污泥的	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处二万元以上十万元以下的罚款

第 1229 条	以拖延、围堵、滞留执法人员等方式拒绝、阻挠监督检查和突发生态环境事件调查处理，或者在接受监督检查和调查处理时弄虚作假或者拒不提供必要资料的	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五千元以上五万元以下的罚款
第 1234 条	未按照生态环境准入清单的规定进行生产建设活动的	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五万元以上十万元以下的罚款
第 1236 条	造成环境污染、生态破坏事故的	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以处上一年度从本企业事业单位取得收入百分之五十以下的罚款
分论：包含行政拘留的罚则		
第 1095 条	建设单位未依法报批，或者未依照本法有关规定重新报批或者报请重新审核生态环境影响报告书、报告表，建设项目生态环境影响报告书、报告表未经批准或者未经原审批部门重新审核同意，擅自开工建设的，被责令停止建设或恢复原状，拒不执行的。	对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十日以上十五日以下拘留；情节较轻的，处五日以上十日以下拘留。
第 1102 条	未依法取得排污许可证排放污染物的，由生态环境主管部门责令改正拒不停止排放污染物的	对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十日以上十五日以下拘留；情节较轻的，处五日以上十日以下拘留。
第 1108 条	通过暗管、渗井、渗坑、灌注、裂隙、溶洞、篡改或者伪造监测数据、以逃避现场检查为目的的临时停产、非紧急情况下开启应急排放通道、不正常运行污染防治设施等逃避监管的方式排放污染物的	一般情况下：对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处五日以上十日以下拘留 情节严重的：对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处十日以上十五日以下拘留。
第 1160 条	向农用地排放重金属或者其他有毒有害物质含量超标的污水、污泥，以及可能造成土壤污染的清淤底泥、尾矿、矿渣等，情节严重的	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五日以上十五日以下拘留
第 1165 条	土壤污染责任人或使用权人未按规定实施风险管控、修复，情节严重的。	对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五日以上十五日以下拘留
第 1179 条	擅自处置固体废物致严重后果、未防危险废物扬散流失等、未经批准转移危险废物、特殊保护区域内违规建工业固废设施、无证或未按许可从事危废经营活动、将危险废物提供或委托给无证单位或个人从事相关活动共计 6 类情形。	对法定代表人、主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十日以上十五日以下拘留；情节较轻的，处五日以上十日以下拘留

如上表所示，相关责任人员因企业违法而面临追责的主要风险领域包括：环境影响评价与建设项目

准入（第 1095 条、第 1096 条）、环保设施“三同时”制度与排污许可（第 1100 条、第 1102 条）、监测数据与逃避监管排污（第 1088 条、第 1108 条）、土壤污染防治（第 1160 条、第 1162 条、第 1165 条）、固体废物与危险废物管理（第 1169 条、第 1179 条）。

从责任形式看，法典对相关责任人员的追责分为财产罚与人身罚两类。财产罚方面，根据情节轻重，对责任人员的罚款从五千元到二十万元不等，另外，污染事故情形（第 1236 条）按个人上一年度从本企业取得收入的百分之五十以下计罚，实质上与个人收入挂钩。人身罚方面，法典在原《环境保护法》第六十三条基础上大幅扩展了行政拘留的适用情形，覆盖未批先建、无证排污、逃避监管排污、农用地污染、土壤修复不力、危废严重违法等六类行为，拘留期限分为五日以上十日以下、十日以上十五日以下、五日以上十五日以下三档。

三、责任主体

根据上记表格可以看出，分则条款大多以“直接负责的主管人员和其他直接责任人员”为处罚对象；但在环评文件严重质量问题（第 1096 条）和危险废物经营许可违法（第 1178 条）两类情形中，条文明确将“法定代表人、主要负责人”一并列为处罚对象。结合第 1064 条的概括性规定，我们理解法典双罚制的适用逻辑为，一般情形下追究“直接负责的主管人员和其他直接责任人员”，一旦发生环评文件严重质量问题（第 1096 条）和危险废物经营许可违法的，则法定代表人、主要负责人亦有可能被追责。需特别提示的是，实务中即便相关分则条款未明确列明法定代表人，其仍可能因被认定为“直接负责的主管人员”而承担相应责任。

在执法实践中，“相关责任人员”的界定往往成为争议焦点。基于本所实务经验，现对法典所列四类责任人员的范围作出如下界定，以供参考：

- **法定代表人**：以登记为准。实务中，即使是“挂名”法定代表人，若难以证明其未实际参与管理的，也有承担责任的可能性。
- **主要负责人**：对企业生产经营和生态环境工作负全面领导职责的“第一责任人”，常见为企业实际控制人、董事长、总经理等具有经营决策权的高级管理人员。
- **直接负责的主管人员**：对具体生态环境违法负有决策、组织、指挥、授意、纵容等职责的管理人员，通常是分管环保/生产的高管、项目负责人或被授权的分管负责人等。这也是**实务中最常见**的追责对象。
- **其他直接责任人员**：直接实施，对企业违法起较大作用的人员，强调“直接实施”与“较大作用”，常见为一线排污操作人员、监测数据篡改人员、执行违法指令的具体经办人员等。

四、应对建议

目前不少企业仍延续“事后整改、被动应付”的模式，将合规重心放在末端排污达标上。《生态环境法典》强化“双罚制”，本质上是通过“个人担责”将守法压力直接传导至管理层。鉴于许多在华日企习惯由日本驻在员担任法定代表人、董事或高级管理人员。在“双罚制”下，这类人员极易被直接认定为首要责任主体，结合《中华人民共和国行政处罚法（2021 修订）》第三十二条以及第三十三条中，关于“主动消除/减轻违法行为危害后果可从轻/减轻处罚”及“轻微违法及时改正未造成危害后果可免罚”的裁量规则，我们为在华日企，特别是担任相关责任人的日本驻在员，提出以下四点实务建议：

（一）构建内部责任体系，审慎安排法定代表人、高管等。建议企业制定书面的环保职责分工文件，将环保责任写入岗位说明书并由相关人员签字确认，做到责任到人、留痕到纸。

（二）建立常态化环保合规审计。企业管理层应主动推动建立环保合规制度，定期开展内部审计；对自查中发现的违法苗头，应当主动报告、主动改正。

（三）严控第三方合作风险，杜绝“以外包代免责”。企业是环境责任的第一责任人，应严格审核合作第三方的资质，并在商业合同中明确因第三方过错导致环保处罚时的追偿条款。

（四）完善台账与执法检查应急机制。企业应建立健全污染防治设施运行记录、危险废物管理台账、监测报告等档案，同时应制定突发执法检查应对规程，遇环保部门突击检查时第一时间通知法务或外部律师介入陪同，指导员工规范作答，避免因沟通不畅或擅自承认事实而引发不必要的双罚风险。

- 本期刊免费阅读。
- 如有任何咨询或意见，请联系 newsletter@jtn.com。
- 请注意，由于本刊内容具有普遍性，对于基于刊载内容所进行的商业活动造成的损失，本所概不负责。
- 此外，本期刊由本事务所以 PDF 文件形式发布，如需未经修改 PDF 文件全文（包括页眉）进行传播，本事务所予以许可，其他情况请与我司协商。

<http://www.jtn.com/JP>